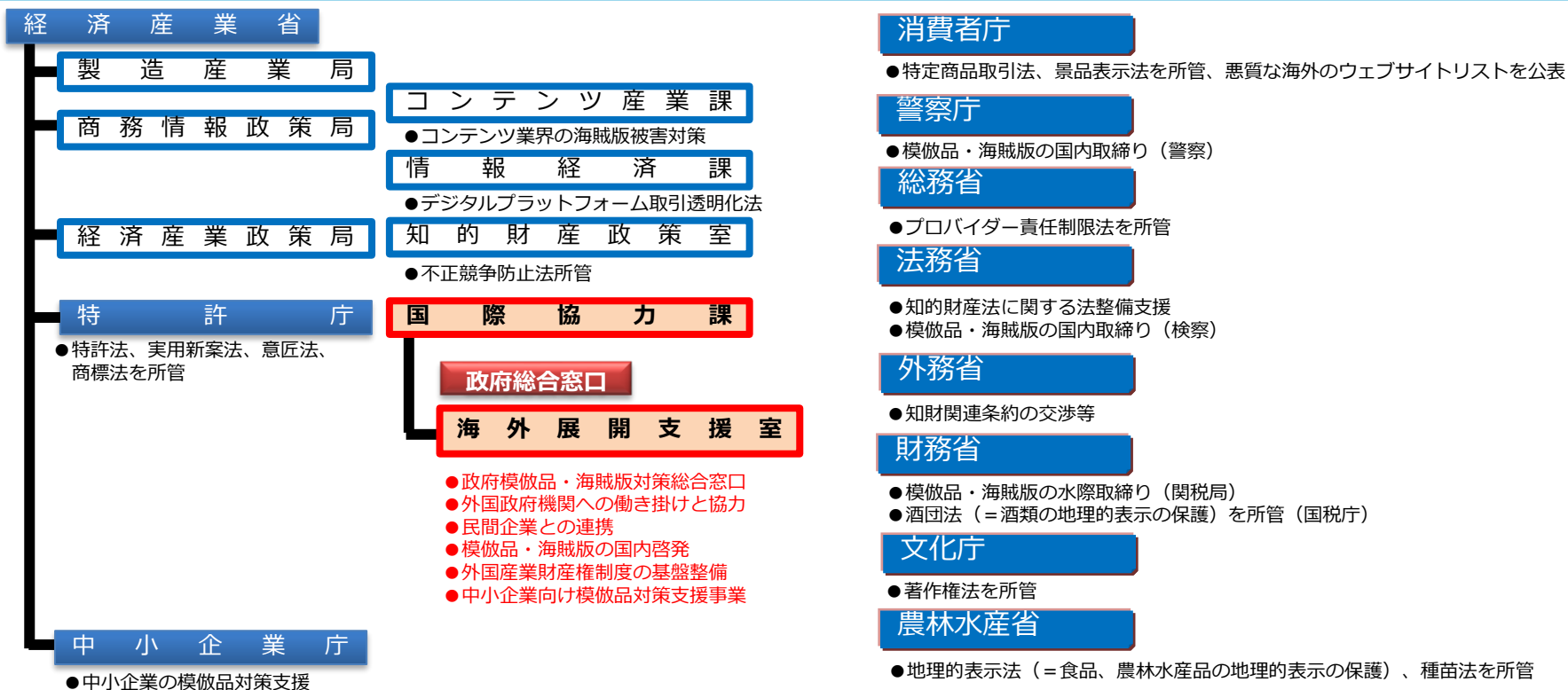


2023年版模倣品・海賊版対策の 相談業務に関する年次報告 概要

2 0 2 3 年 6 月
特 許 庁 総 務 部
国際協力課 海外展開支援室
(政府模倣品・海賊版対策総合窓口)

1. 海外展開支援室及び政府模倣品・海賊版対策総合窓口について

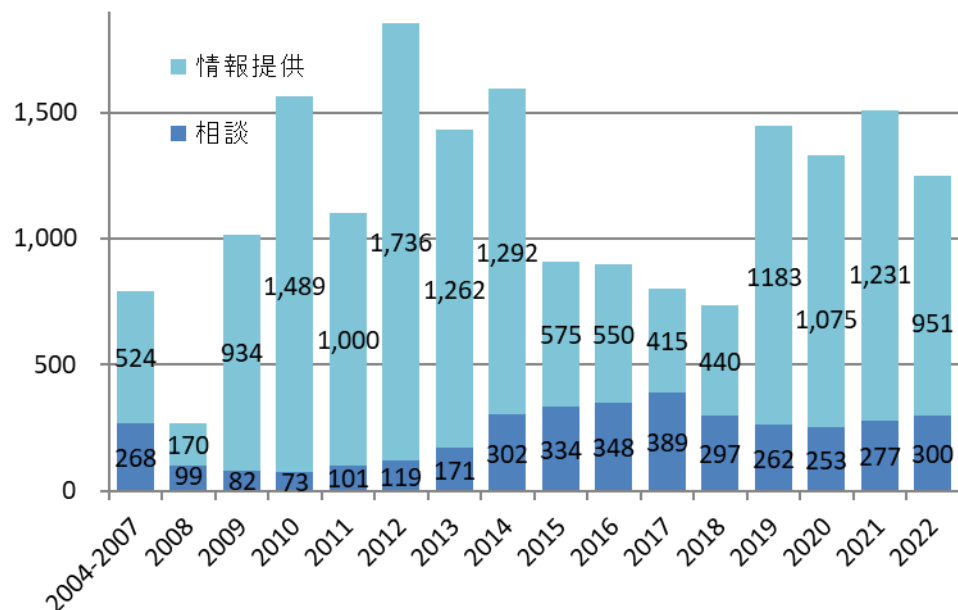
- 政府模倣品・海賊版対策総合窓口は、知的財産戦略本部の決定（2004年5月）を受けて、経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室（当時）に開設。2020年4月に模倣品対策室と共に特許庁に移管、さらに2023年4月、新設の海外展開支援室（模倣品対策業務を含む）に移管。
- 海外展開支援室は、世界各国にて製造され流通している日本ブランドの模倣品・海賊版を根絶させることによって、優れた製造・開発技術に裏付けられた日本ブランド力の維持・向上を果たし、我が国製造業の生み出す付加価値の増加を図ることを目指す。
- また、政府模倣品・海賊版対策総合窓口として、権利者等への適切なアドバイスや情報提供に努めている。



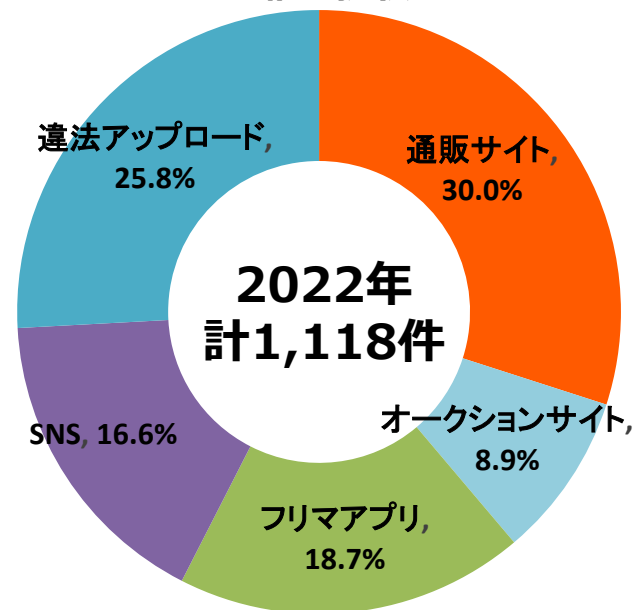
2. 相談・情報提供の受付の概況

- 2022年の受付件数の総数は1,251件。うち、相談件数については300件。
 - インターネット取引関連の相談・情報提供（通販サイト、オークションサイト、フリマアプリ、SNS、違法アップロードを合計したもの）は、「項目ベース」で1,118件（詳細は年次報告2023の(1)②を参照）。
 - フリマアプリなどインターネット上のCtoC（個人間）取引における模倣品出品に関する相談・情報提供が多数寄せられている。
 - ◆ インターネット取引に関する相談・情報提供から違法アップロードを除いた取引のうち、59.6%がCtoC取引の案件

相談・情報提供の受付件数



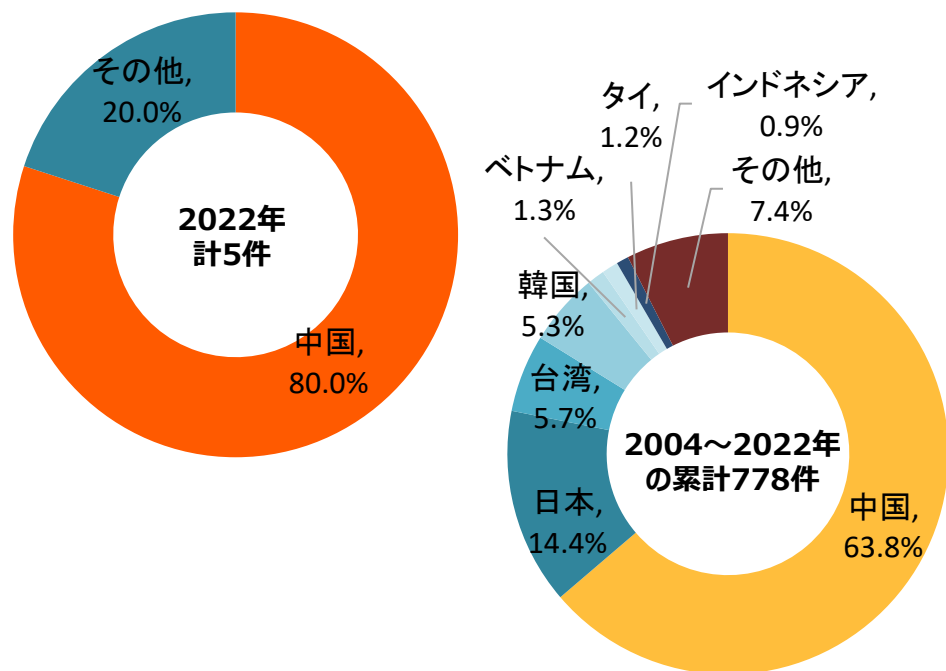
インターネット取引に関連する
相談・情報提供の割合



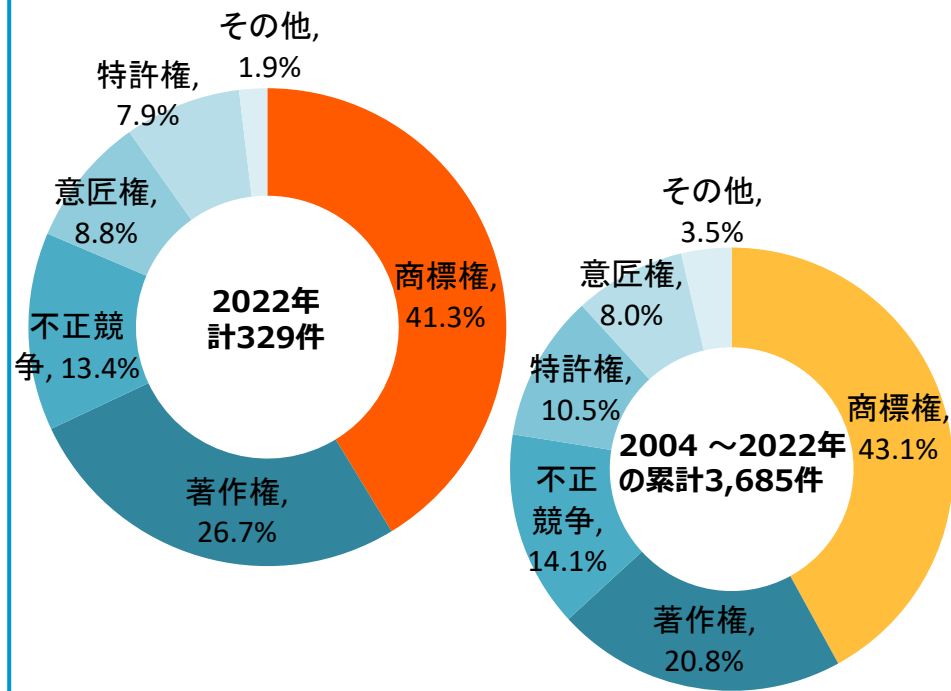
3. 相談受付の内訳（被害発生国・地域、被侵害権利）

- 2022年の製造（発生）国・地域が判明している相談のうち、項目ベースで中国（香港を含む）が製造（発生）地である案件が多い（詳細は年次報告2023の1. (2)を参照）。
- 2022年の相談案件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなものは多い順に項目ベースで商標権、著作権に関する相談（詳細は年次報告2023の1. (3)を参照）。
 - 不正競争については形態模倣の相談が多く、意匠権と合わせて形態模倣に関する被害が深刻な状況がうかがえる。

製造（発生）国・地域が判明している相談案件の割合



知的財産権別相談案件の割合



4. 典型的な相談内容

- 相談内容としては、訴訟等の法的な問題の確認、輸入差止申立等の措置の申請先、無料相談が可能な専門機関の紹介依頼が多い。
- また、SNS広告や、なりすまし通販サイトに関する相談に加え、以下のような相談も多く寄せられている。

中国における模倣品対策についての相談

○相談内容

中国の大手通販サイトにおいて、当社の商標を無断で使用した模倣品が流通しており、ブランドイメージに悪影響が出る恐れがある。また、最近では、当社の商標を使用せず製品の形状を模倣した模倣品が増えている。

○回答

中国における一般的な模倣品対策として、製造者や販売者に対する製造・販売の差止めを求める警告状の送付や民事訴訟の提起、中国の取締当局に対する行政摘発の要請などの方法が考えられます。

また、オンライン対策としては、通販サイトに対する削除申請を地道に続けることが重要です。他にも、大手通販サイトの協力が得られたことにより、自社で特定した模倣品業者に限らず、より広範に模倣品の製造施設や保管倉庫などのサプライチェーン全体を解明した事例もあります。

商標を使用していない場合、中国で特許権や意匠権を取得していればこれらの権利の活用が可能ですが、取得していない場合は著作権侵害や不正競争防止法違反、その他の法令を駆使した対策が必要となります。

これらの模倣品対策をどこまで行うかは、費用対効果の観点による検討が必要となります。なお、特許庁では、中小企業を対象とした海外の模倣品対策の一部費用を助成する制度がありますので、活用をご検討ください。

商品の形態が国内競合他社に模倣されてしまった場合の対応方法

○相談内容

当社製品の形態が国内競合他社に模倣された。相手方は中国で製品を製造し、日本国内で販売している。この場合は、製造・販売をやめさせることは可能か。なお、当社は意匠権を取得していない。

○回答

日本において、他人の商品形態を模倣した商品の譲渡や譲渡のための輸入は不正競争防止法2条1項3号に該当し、販売や中国からの輸入の差止請求の対象です。ただし、主張できるのは模倣の対象となった商品が日本国内で販売開始されてから3年以内に限定されるなど、主張には一定の制限があります。

また、不正競争防止法2条1項3号に該当する商品は、関税法に基づき税関で輸入を差し止めることもできます。差止申立てにあたっては、経済産業大臣の意見書を税関長に提出することが必要であり、経済産業省知的財産政策室が当該意見書の申請を受け付けています。

なお、今後は、意匠権を積極的に取得し、形態模倣を予防することもご検討ください。